



2021年6月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ イ ブ
 代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 秋 田 英 好
 (コード番号：3760、JASDAQ)
 問 合 せ 先 代表取締役副社長・CFO 安 藤 裕 史
 (TEL:03-6820-8176)

第 29 回及び第 30 回並びに第 31 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社が2021年5月28日開催の当社取締役会において決議いたしましたマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当による第29回新株予約権（行使価額修正条項付、以下「本第29回新株予約権」といいます。）及び第30回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第30回新株予約権」といいます。）並びに第31回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第31回新株予約権」といい、本第29回新株予約権、本第30回新株予約権及び本第31回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に際し、発行価額の総額（6,912,000円）の払込が本日完了いたしましたので、お知らせいたします。

記

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2021年6月14日
(2) 発行新株予約権数	9,000個 本第29回新株予約権 5,000個 本第30回新株予約権 2,000個 本第31回新株予約権 2,000個
(3) 発行価額	総額6,912,000円 (本第29回新株予約権1個につき1,020円、本第30回新株予約権1個につき680円、本第31回新株予約権1個につき226円)
(4) 当該発行による潜在株式数	900,000株（新株予約権1個につき100株） 本第29回新株予約権 500,000株 本第30回新株予約権 200,000株 本第31回新株予約権 200,000株 本第29回新株予約権の当初下限行使価額は1,300円、本第30回新株予約権及び本第31回新株予約権の当初下限行使価額は1,021円です（但し、当初下限行使価額はいずれも下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」欄

	記載のとおり、当社の決定で修正される場合があります。下限行使価額においても潜在株式数は900,000株です。
(5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	<p>1,556,912,000円(差引手取金概算額:1,529,892,000円)</p> <p>(内訳)</p> <p>本第29回新株予約権 新株予約権発行による調達額:5,100,000円 新株予約権行使による調達額:650,000,000円</p> <p>本第30回新株予約権 新株予約権発行による調達額:1,360,000円 新株予約権行使による調達額:400,000,000円</p> <p>本第31回新株予約権 新株予約権発行による調達額:452,000円 新株予約権行使による調達額:500,000,000円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p> <p>なお(6)にあるように、当社取締役会決議により当初下限行使価額を567円【発行決議日前営業日の終値の50%】に修正した場合の調達資金の額は下記になります。</p> <p>517,212,000円(差引手取金概算額:490,192,000円)</p> <p>(内訳)</p> <p>本第29回新株予約権 新株予約権発行による調達額:5,100,000円 新株予約権行使による調達額:283,500,000円</p> <p>本第30回新株予約権 新株予約権発行による調達額:1,360,000円 新株予約権行使による調達額:113,400,000円</p> <p>本第31回新株予約権 新株予約権発行による調達額:452,000円 新株予約権行使による調達額:113,400,000円</p>
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額</p> <p>本第29回新株予約権 1,300円 本第30回新株予約権 2,000円 本第31回新株予約権 2,500円</p> <p>本第29回新株予約権については、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以降、本第29回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。この(6)において同じです。)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上</p>

げた金額。この(6)において同じです。)に修正されます。当初下限行使価額は1,300円を下回らないものとします(以下、「当初下限行使価額」といいます。なお、上記の当初下限行使価額は、当社の当期平均株価に当期株価騰落率を掛けた価額をベースに割当予定先と協議して決定したものです。)。上記の計算によると修正後の行使価額が当初下限行使価額を下回ることとなる場合、当初行使価額は当初下限行使価額とします。また、当社は、当社取締役会決議により当初下限行使価額を567円【発行決議日前営業日の終値の50%】に修正することができます。

本第30回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます(具体的には、(i)当該時点における当社株価が下限行使価額を超えているものの行使価額に達していない場合において、緊急の資金需要が生じ又は生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行使価額の修正により本第30回新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合、(ii)当該時点における株価が行使価額を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると当社が合理的に判断する場合を想定しております。)。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第30回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含みます。)から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日(上記(i)(ii)の場合において、可及的速やかに行使価額の修正を行う必要があると当社が合理的に判断する場合に、10取引日目の日より短い日を定めることを想定しております。)以降、本第30回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。当初下限行使価額は1,021円【発行決議日前営業日の終値の90%】とします(以下、「当初下限行使価額」といいます。)。上記の計算によると修正後の行使価額が当初下限行使価額を下回ることとなる場合、当初行使価額は当初下限行使価額とします。但し、当社は、当社取締役会決議により当初下限行使価額を567円【発行決議日前営業日の終値の50%】に修正することができます。

本第31回新株予約権についても同様に、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます(具体的には、(i)当該時点における当社株価が下限行使価額を超えているものの行使価額に達していない場合において、緊急の資金需要が生じ又は生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行使価額の修正により本第31回新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合、(ii)当該時点における株価が行使価額を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると当社

	<p>が合理的に判断する場合を想定しております。)。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第 31 回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して 10 取引日目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目の日より短い日（上記(i)(ii)の場合において、可及的速やかに行使価額の修正を行う必要があると当社が合理的に判断する場合に、10 取引日目の日より短い日を定めることを想定しております。）以降、本第 31 回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正されます。当初下限行使価額は 1,021 円【発行決議日前営業日の終値の 90%】とします（以下、「当初下限行使価額」といいます。）。上記の計算によると修正後の行使価額が当初下限行使価額を下回ることとなる場合、当初行使価額は当初下限行使価額とします。但し、当社は、当社取締役会決議により当初下限行使価額を 567 円【発行決議日前営業日の終値の 50%】に修正することができます。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本新株予約権の発行要項第16項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。
(8) 新株予約権の行使期間	2021年6月15日から2024年6月14日までとします。

以上